

「境港市市民活動補償」

Q & A 集

境港市

令和5年4月改訂

1. 制度の概要

Q：1－1 「公益的な活動であること」とはどういうことですか。

A：「公益的な活動であること」というのは、境港市および境港市民に有益であることをいい、社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動、社会体育活動などの活動をいいます。

Q：1－2 サークル活動でも公益性が認められれば、この補償制度の対象になるのですか。

A： 市民活動補償制度の対象になるためには、次の4つが必要です。
この4つ全てに当てはまれば、保険の対象になります。

- ① 公益的な活動であること。
- ② 活動が継続的、計画的に行われていること。
- ③ 無報酬で行っていること。
(交通費の実費支給または交通費相当額の謝礼金等は無報酬とみなす)
- ④ 市民活動団体等登録届をあらかじめ市に受理されていること

2. 市民活動の定義と補償制度の対象となる活動の範囲

Q：2－1 「無報酬で行っていること」とありますが、営利を目的にはしていないけれど、報酬が支払われるボランティアは対象となりますか。

A：交通費や食事代の実費相当分を支払う程度であれば対象になります。

Q：2－2 団体の活動の一環として市外で活動する場合、ケガなどをした時は、この補償制度が適用されますか。

A：活動の拠点が境港市であり、その活動の内容が補償制度の趣旨にあっていれば、事故発生場所が境港市外（日本国内に限る）であっても適用されます。

Q：2－3 自治会主催で行う親睦を目的とした運動会や球技大会等については、この補償制度が適用されますか。

A：自治会主催の運動会や球技大会は社会体育活動として、市民活動補償制度

の対象となります。しかし、個人が大会に出るために自主的に行っている練習は対象になりません。

Q：2－4 往復途上の事故については、この補償制度が適用されますか。

A：往復途上の事故は、通常の経路による「住居と活動場所の往復途上」であれば適用されます。

「通常経路」とは、住居と開催地の最短経路を基本に考えます。

途中、私用で立ち寄ったり、経路をはずれたときは、その間またはその後の経路は「通常の経路」には該当しません。

Q：2－5 市民活動団体がバスを借り上げて宿泊あるいは日帰りで研修旅行をした場合、研修先での事故は補償されるようですが、搭乗中の交通事故も補償されますか。

A：搭乗中の事故については、通常の経路による（住居と活動場所の往復途上）事故であれば、けがなどに適用される傷害補償が適用されます。

Q：2－6 ① 自治会の一部や隣近所2～3軒程度のグループでも「市民活動団体」とみなせるのですか。
② 除草作業や道路清掃などの自治会活動に当日参加できないため、代替として別の日に個人で活動した場合はどうですか。

A：① 団体の人数は問いません。活動内容等で、補償対象となるのか判断します。ただし、要綱第6条による事前登録が必要です。

② 代替として特定された別の日に活動することを市または代表者が把握していれば、対象になる場合があります。

Q：2－7 自動車による事故の取り扱いはどうなりますか。

A：交通事故のケガなどは「傷害補償」の支払い対象になります。

しかし、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任事故はいかなる場合も対象になりません。

Q：2－8 市の施設以外での事故についても、補償制度は適用されるのですか。

A：この補償制度が適用されるかどうかは、市の施設かどうかではなく、活動の内容が補償制度の趣旨とあっているかどうかということです。

従って、市の施設以外でも事故発生時における活動が補償制度の趣旨にあ

っていれば適用されます。

Q：2－9 文化協会等の団体が主催する文化活動（展示会、発表会、コンサート、教室、講座）はこの補償制度の対象になりますか。

A：活動内容にもよりますが、営利目的の活動でなければ対象になると考えられます。

Q：2－10 火災時の消火活動中のケガは、公務災害扱いで補償されると思いますが、その後の地区住民による後片付け作業中のケガは、この補償制度が適用されるのですか。

A：後片付け作業中に限っては、自治会活動の一環とみなされるので適用されます。

Q：2－11 公民館におけるサークル活動はこの補償制度の対象になりますか。

A：公民館サークルの活動については、市が別に参加する「公民館総合補償制度」で対応できる場合はそちらを優先し、この補償制度は適用されません。

Q：2－12 ボランティアで地域社会活動等の講師を招いた場合、往復途上の事故にも補償制度は適用されますか。

A：適用されます。

Q：2－13 代表者や関係者、参加者が市民であるか否かは関係がありますか。

A：基本的には市民活動補償ですので、市民で構成されている団体となりますが、団体の活動趣旨に賛同する市外の方が参加あるいは代表者であっても、境港市にとって公益的な活動であれば問題はありません。

Q：2－14 どのような場合に賠償補償の対象になり、傷害補償の対象になるのでしょうか。
また、この制度の趣旨にあった活動であれば、事故によって賠償補償・傷害補償の両方の対象になることが可能なのでしょうか。

A：賠償補償は、事故の加害者が第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、その損害を補償するものです。

支払いの対象になるのは、治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料、物品修理代などになります。

これに対して、傷害補償とは、偶然な事故によって負傷したり死亡したりした場合に特定の補償金を支払うものです。

市民活動の主催者に落ち度があり、そのことで活動中の参加者がケガをした場合には、賠償補償と傷害補償の両方が対象になり、賠償補償で支払う治療費とは別に入院（または通院）に対しての傷害補償金が支払われることになります。

Q：2－15 市内に拠点を置くNPO法人は、この補償制度の対象になりますか。

A：その団体の活動が公益的なものであり、無報酬であれば、法人・任意の団体に問わず、対象になります。

（役員のみが報酬を得ている場合は、役員のみ対象外。）

Q：2－16 活動中に起こした心臓および内臓疾患を原因とする入院(通院)や後遺障害は補償制度の対象となりますか。

A：対象となるのは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害に限られます。

心臓および内臓疾患による入院（通院）および後遺障害は身体内からの作用となり対象となりません。

Q：2－17 賠償責任保険の適用となる場合において「法律上の損害賠償を負うことによって被った損害を補償する。」とはどういうことでしょうか。

A：民法上、他人の身体や財物に損害を与えた場合には、相手の被った損害を賠償する義務が発生します。具体的には治療費等の実費や慰謝料の支払い、物品の修理費用の支払いです。

ただし、相手にも一定の落ち度（過失）がある場合には、自分の過失割合分だけの賠償でよいことになります。

法律上の賠償責任がない場合は、道義上の責任を感じて賠償をしたり、自身の過失割合を超える額で支払いをしたとしてもこの制度では対象になりません。

Q：2－18 各地区で行われる「ふれあいの家事業」に参加する高齢者は、名簿で確定できるので「参加者」とみなし、補償制度の対象としてよいですか。報酬が支払われる援助員さんはどうですか。

A：ふれあいの家に参加する高齢者の方は対象となります。
報酬が支払われる援助員さんは対象にはなりませんので、社会福祉協議会が窓口になっているボランティア保険への加入をお勧めします。

Q：2-19 市民活動を行う団体への参加者が外国人であった場合、その活動中における外国人のケガはこの補償制度の対象になりますか。

A：国内の活動であれば補償の対象になります。

Q：2-20 ボランティアで、自動車に身障者を乗せて自宅まで送り届ける間の事故について、次のような場合はこの補償制度の対象になりますか。

- ① 運転者（ボランティア）の過失で事故を起こし、物をこわしたり人にケガをさせた。
- ② 運転者（ボランティア）の過失で事故を起こし、同乗者にケガをさせた。
- ③ 運転者（ボランティア）の過失ではなく、他の自動車がぶつかってきて、運転者または同乗者がケガをしたり、自動車が壊された。

A：①適用なし。
②適用なし。
③運転者（ボランティア）のケガ → 適用あり。
同乗者のケガ・自動車の損害 → 適用なし。
※ 同乗者が活動者であった場合は、②・③の同乗者のケガには適用します。

Q：2-21 PTAが学校施設を利用して実施する活動は、この補償制度の対象になりますか。

A：活動の内容が、地域との交流につながるものであれば対象になります。
ただし、PTA活動においても、行事内容が学校活動に限定されるようなものは対象になりません。

Q：2-22 民生児童委員・保護司の活動は対象になりますか。

A：双方とも公務災害補償の適用をうけるので、対象にはなりません。

Q：2-23 自主防災組織で地震発生後に処理作業を行った際のケガなどは、補償制度の対象になりますか。

A：自治会活動とみなされますので対象となります。

Q：2－24 共同募金運動である街頭募金などのボランティア活動中のケガは対象になりますか。

A：対象になります。

Q：2－25 ボランティアで高齢者に対して、配食サービスや、食事を出したりしますが、食中毒やO－157への対応はどうなりますか。

A：境港市では、食中毒およびO-157も補償の対象になります。

Q：2－26 子育てサークル「赤ちゃん体操教室」で、1歳くらいから就学前までの幼児に器具を使って体操させたり、クリスマス会などのイベントを会員制で行います。親は補償制度の対象になると考えますが、子どもは対象になりますか。

A：活動の内容は補償の対象となります。
子どもは、親と一体となった参加者として認め、補償の対象とします。

Q：2－27 自治会・公民館・市共催の市民運動会は、この補償制度の対象になりますか。

A：市は、全国市長会が運営する「市民総合賠償補償保険」及び（社）全国公民館連合会が運営する「公民館総合補償制度」にも加入しています。（補償内容は同じではありません。）
これらの保険が適用される場合はこれらの保険を優先し、市民活動補償制度は適用されません。

Q：2－28 地区防災訓練等の会議や準備活動時の事故等でも補償制度は適用されますか。

A：活動の内容が補償制度の趣旨にあっていれば、会議や準備活動であっても適用されます。この場合、社会参加活動と認められるので適用されます。

Q：2－29 地区の子ども会活動などで、子供の世話や指導監督をする世話人も「指導者」として、この補償制度が適用されますか。

A：適用されます。

Q：2-30 自治会などで行われるお祭りは、地元神社の祭礼の一環として行われる場合が多いようですが、通常の自治会保険ではこのようなお祭りも活動の一部として捉えています。この市民活動補償制度でも同様に適用されますか。

A：観覧・見学者は除く、行事への直接的な参加者であれば、社会習俗化した祭りなどにおいても補償制度は適用されます。ただし、けんか祭・だんじり祭は対象外です。

Q：2-31 託児ボランティアが子どもを預かっている時間中に、子ども同士の喧嘩によりケガをした場合、子どもは傷害補償の対象になりますか。
また、事業を行う市民グループが託児ボランティアを雇用した場合、託児部分も活動の一部として補償制度の対象になりますか。

A：この場合、子どもは活動の参加者ではなく活動の対象者となるため、傷害補償の対象とはなりません。なお、事故発生についてボランティアが法律上の賠償責任を負う場合は、賠償補償の対象となります。
託児ボランティアを雇用した場合は、活動団体との雇用関係が発生するので、市民活動にはあらず、適用されません。
ただし、市民グループが活動責任者として損害賠償請求された場合、市民グループ自体の活動が市民活動補償制度の趣旨にあっていれば、賠償補償は適用されます。

Q：2-32 炎天下での活動中、熱中症になった場合には、この補償制度は適用されますか。

A：熱中症については、水分補給や休息をとることで防げる疾病ですが、境港市では補償の対象としています。
しかし、夏の屋外で行う活動については、十分な注意が必要です。

Q：2-33 集会所の草刈りをしていたら蜂に刺されましたが、この補償制度は適用されますか。

A：対象になります。

3. 事務処理方法について

Q：3－1 賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉も行ってもらえますか。

A：賠償交渉の代行はできません。

賠償責任事故の場合、事前に市の承認を得ない内容で示談した場合には保険金が支払われない場合がありますので、被害者との交渉内容については、市の確認をとりながら進める必要があります。

Q：3－2 補償金の支払はどのような流れになっていますか。

A：補償の対象となった事故について、訴訟・示談など賠償責任が法律的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め、30日以内に補償金の請求手続きを市が加入する損害保険会社に対し行ってください。書類確認後、補償金が支払われます。

Q：3－3 賠償補償に該当する事故の場合、事故現場や損害物件の写真などを撮らず、現場や損害物件の保全をしなかった場合は、補償金の支払いはどうなりますか。

A：正当な理由がない場合には、補償金の支払いが受けられない場合があります。（事故発生、損害認定ができないため）

Q：3－4 事故発生時、総合政策課へ第一報を入れずに、いきなり事故報告書が提出された場合、補償金は支払われますか。

A：事故報告書提出前の事故発生の速報がなかったからといって、補償金が支払われないものではありません。しかし、この補償制度の運用手順からいえば、事故発生の第一報は、補償制度が適用されるかどうかの判定を行うための判断材料として極めて重要な部分ですので、事故発生時は速やかに総合政策課へ連絡してください。

Q：3－5 事故報告書の提出は具体的にいつまでですか。

A：境港市では、30日以内の報告をお願いしています。具体的にはいつまでとはなっていませんが、対応に支障をきたすほど遅延することのないようお願いしています。

Q：3－6 賠償補償に該当する事故の場合、被害者・加害者の年齢等を把握する必要がありますか。

A：被害者・加害者とも住所・氏名・年齢の把握が必要です。
未成年者の場合は扶養者「法定代理人」の氏名も確認する必要があります。
また、実際の事務処理においては、事故発生時の第一報と事故報告書に記載された内容の整合性を確認しながら、事故の全体像を把握することになります。

**Q：3－7 賠償補償において示談書を取り交わす場合、誰がその事務にあたるのですか。
当事者同士で示談になるよう、勝手に決めていいのですか。
また、過失割合は示談する場合、どうやって決めるのですか。**

A：示談内容については、市とも協議の上、適切と思われる内容をもって当事者間で行っていただきます。
責任割合については、過去の判例等を基に妥当と考えられる額を提示し、双方が合意すれば成立します。

Q：3－8 損害状況を確認するための写真はデジタルカメラでもいいですか。

A：デジタルカメラでも結構です。

Q：3－9 市民活動団体が補償制度適用の対象となるためには、あらかじめ登録されていないといけないのでしょうか。

A：市民活動補償制度の適用を受けようとする団体は、原則、所定の書式による事前登録が必要です。事前登録は、事故の際に市が補償制度適用の判定を迅速・正確に行うためのデータとして必要になるものです。
事前登録は必要ですが、期限等は特に定めておりませんので随時登録をしていただければ結構です。登録は、市民活動センター・総合政策課で受け付けています。